# 所得変動に係る経過措置

#### 1. 趣旨

税源移譲は、平成19年分所得税、平成19年度分住民税から実施されることから、(平成19年度分住民税の課税対象となる)平成18年の所得はあったが、(平成19年分所得税の課税対象となる)平成19年の所得がなくなってしまうような者については、住民税の増だけが生ずることとなる。

これらの者は、低所得者であることにも鑑み、平成19年度分の個人住民税を移譲前の額まで減額する。

## 2. 対象となる者

平成18年分の所得税は課税されるが、平成19年分の所得税は課税されない納税義務者を想定。 なお、市町村における課税事務を考慮し、対象者の判定は、個人住民税の課税所得金額を用いて行う。 (所得税の課税標準=個人住民税の課税標準-人的控除額の差の合計額と想定する。)

具体的には、以下の条件を満たす者

- ① 平成19年度分住民税
  - 個人住民税の課税標準一人的控除額の差の合計額 あり
- ② 平成20年度分住民税
  - 個人住民税の課税標準-人的控除額の差の合計額 なし

### 3. 手続

平成20年7月1日~7月31日の期間内に平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に申告

#### 4. 減額すべき金額

移譲後税率を適用した住民税額ー移譲前税率を適用した住民税額 ※既に納付した住民税額が減額後の住民税額を超えるときは、還付又は未納の地方団体の徴収金に充当。

## 税源移譲時の所得変動に伴う影響について

平成18年

- ①給与収入 700万円
- ②退職金 3000万円

(夫婦)

平成19年

無 職

所得税

① 39.8万円(35.8万円)

② 47. 0万円 (42. 3万円)

課税対象 ①平成18年の給与収入(700万円)②退職金

住民税

- ①' 27. 4万円 (25. 4万円)
- ② 27.0万円(27.0万円)

課税対象 ①'平成17年の給与収入(700万円)

② 退職金 (現年分離課税)

# 税源移譲実施(平成19年度~)

所得税 なし

平成19年に給与収入(700万円)がある場合

30.05万円

〈△9.75万円〉

住民税

37.15万円

(+9.75万円)

課税対象 平成18年の給与収入(700万円)のみ

- (注1) 下線は前年所得に対する課税。カッコ内は定率減税後の税額(所得税10%、住民税7.5%)
- (注2) 平成17年の収入は給与収入700万円とする。